

## 浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅰ）（※）申請書

※ 浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅰ）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

支給市区町村

（令和7年度個人住民税の課税市区町村）

浜田市長 殿

浜田市  
受付印

※本様式は、浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅰ）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式は使用しないでください。

※本様式を提出いただいた場合、浜田市が申請書受理後、支給要件に該当するか審査の上で、4週間以内に、ご記入いただいた振込先口座に振り込むとともに申請者現住所へ「支給決定通知」を送付します。  
また、浜田市における審査の結果、支給要件に該当しなかった場合は、申請者現住所へ「却下通知」を送付します。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にレを入れてください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、浜田市において算定した支給額が支給されます。浜田市における算定の結果、0円となった場合には浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅰ）は支給されません。

【支給要件】  $(Ⅰ + Ⅱ) - Ⅲ > 0$  となる納税義務者

※  $(Ⅰ + Ⅱ)$  合計額に対し、1万円単位で端数がある場合には切り上げる。

Ⅰ 所得税分の定額減税可能額：3万円×減税対象人数<sup>※1</sup> - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

Ⅱ 個人住民税所得割分の定額減税可能額：1万円×減税対象人数<sup>※2</sup> - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

Ⅲ 定額減税調整給付金（当初調整給付分）の額

- ② 浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅰ）の支給要件の該当性等を審査するため、浜田市が必要な情報等について関係部署及び他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

## 1. 申請者

| (フリガナ) | 性別 | 生年月日        | 現住所    |
|--------|----|-------------|--------|
| 氏名     | 男  | 明治・大正・昭和・平成 |        |
|        | 女  | 年 月 日       | 電話 ( ) |

## 【代理申請を行う場合】

| 代理人                                               | (フリガナ) | 本人との関係 | 性別 | 代理人生年月日          | 代理人現住所 |
|---------------------------------------------------|--------|--------|----|------------------|--------|
|                                                   | 代理人氏名  |        | 男  | 明治・大正・昭和・平成      |        |
|                                                   |        |        | 女  | 年 月 日            | 電話 ( ) |
| 上記の者を代理人と認め、<br>浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅰ）申請書の提出を委任します。 |        |        |    | 本人(申請者) 署名<br>氏名 |        |

裏面の振込口座の記入及び提出書類も必ずご確認ください

2. 振込口座（申請者の口座に限ります。）

以下のいずれか1つのチェック欄（□）にレを入れてください。

①又は②を選択された場合は、以下の振込先金融機関口座確認書類の添付は不要です。

☐ ①マイナポータル等で登録済みの公金受取口座への振込を希望します。

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

☐ ②下記の現に使用している口座への振込を希望します。

☐ 住民税等の引落口座      ☐ 児童手当等の受給口座      （希望する場合はいずれか1つをチェック）

※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、関係部署等に照会することを承諾します。

☐ ③下記の口座への振込を希望します。

（通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

| 金融機関名   |                                              | 支店名                 | 分類         | 口座番号<br>(右詰めでお書きください) | 口座名義(カナ)<br>※通帳の表記に合わせてください |
|---------|----------------------------------------------|---------------------|------------|-----------------------|-----------------------------|
| 金融機関コード | 1.銀行 5.農協<br>2.金庫 6.漁協<br>3.信組 7.信漁連<br>4.信連 | 本・支店<br>本・支所<br>出張所 | 1普通<br>2当座 |                       |                             |
|         |                                              | 支店コード               |            |                       |                             |

| ゆうちょ銀行                                                    | 通帳記号<br>(6桁目がある場合は<br>※欄にご記入ください) | 通帳番号<br>(右詰めでご記入ください) | 口座名義(カナ)<br>※通帳の表記に合わせてください |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。 | 1      0      ※                   |                       |                             |

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取りができない方は、浜田市税務課給付金担当(0855-25-9099)までお問い合わせください。

(注)本書類に記載いただいた個人情報、浜田市定額減税調整給付金(不足額給付Ⅰ)給付事業以外には使用しません。

提出書類

☐ 『浜田市定額減税調整給付金（不足額給付Ⅰ）申請書』（本書類）

※必要事項を必ず記入ください。

☐ 『調整給付金（当初調整給付分）の支給確認書の写し（コピー）、支給決定通知書 など』

※ 令和6年に給付された調整給付金（当初調整給付分）の額がわかる資料を用意ください。

調整給付金（当初調整給付分）を受給していない場合は、添付は不要です。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ）

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー） など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる資料を 下記の振込先金融機関口座確認書類欄に添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した口座の確認書類を提出してください。